

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団永伸会 吉良整形外科医院
- ① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
- ② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人
☐出資額限度法人 ☒その他
- ③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 兵庫県尼崎市杭瀬北新町一丁目 1 0 番 2 号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること

- (3) 設立認可年月日 平成 4 年 10 月 12 日

- (4) 設立登記年月日 平成 4 年 10 月 20 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	吉 良 貞 昭	医療法人社団永伸会 吉良整形外科医院 管理者
理 事	吉 良 貞 伸	
同	吉 良 佳 代 子	
同	吉 良 陽 子	
同		
同		
同		
監 事	田 中 真 由 美	
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
2. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団永伸会 吉良整形外科医院 2813020613	兵庫県尼崎市杭瀬北新町一丁目10番2号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 〔医療保険 0 床〕 〔介護保険 0 床〕

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 29 日 令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 4 月 25 日 令和 8 年度事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団永伸会 吉良整形外科医院
所在地 兵庫県尼崎市杭瀬北新町一丁目10番2号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 30 日現在)

1. 資 産 額 213,952 千円
2. 負 債 額 32,840 千円
3. 純 資 産 額 181,112 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	154,234
B 固 定 資 産	59,718
C 資 産 合 計 (A + B)	213,952
D 負 債 合 計	32,840
E 純 資 産 (C - D)	181,112

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団永伸会 吉良整形外科医院
所在地 兵庫県尼崎市杭瀬北新町一丁目 1 0 番 2 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	154,234	I 流 動 負 債	2,840
II 固 定 資 産	59,718	II 固 定 負 債	30,000
1 有 形 固 定 資 産	9,410	負 債 合 計	32,840
2 無 形 固 定 資 産	350	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	49,958	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	171,112
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	181,112
資 産 合 計	213,952	負 債 ・ 純 資 産 合 計	213,952

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団永伸会 吉良整形外科医院
所在地 兵庫県尼崎市杭瀬北新町一丁目10番2号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 8 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	105,309
2 事業費用	105,130
本来業務事業利益	179
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	179
II 事業外収益	436
III 事業外費用	119
経常利益	496
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	496
法人税等	134
当期純利益	362

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 永伸会 吉良整形外科医院

理事長 吉良 貞昭 殿

私は、医療法人社団永伸会 吉良整形外科医院の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 6月22日

医療法人社団永伸会 吉良整形外科医院

監事 田中真由美